

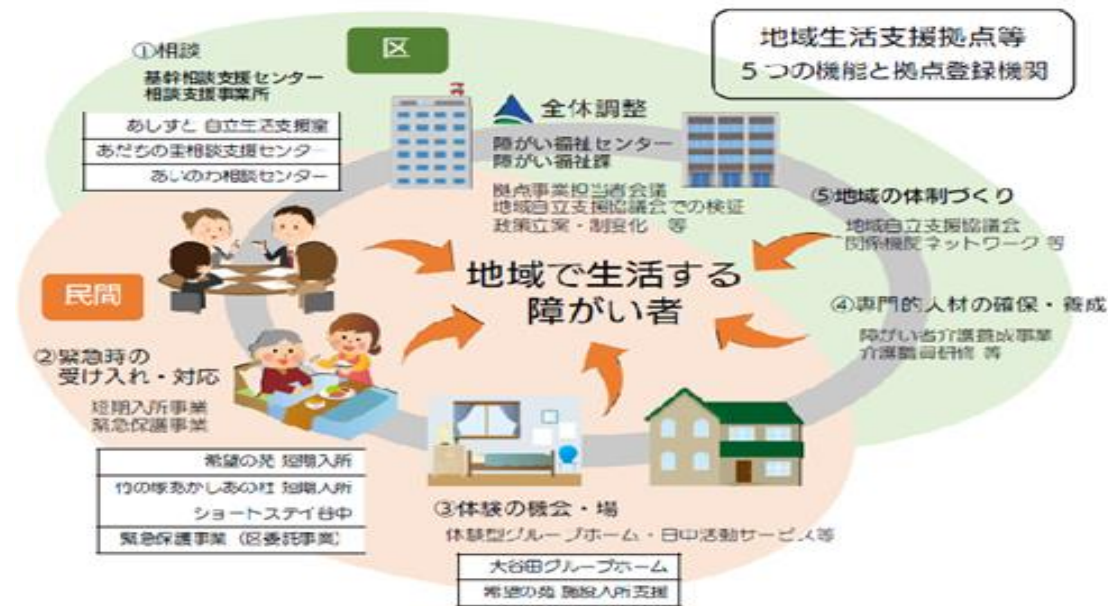
足立区における地域生活支援拠点の整備及び自立支援協議会との連携

1 地域生活支援拠点の整備とは ～障がい者が地域で安心して生活するために～

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものです。必要な機能は①相談、②緊急時の受け入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つです。

足立区は障がい者計画における国の成果目標を踏まえ、令和2年度末に整備しました。

2 地域生活支援拠点の体系図



3 面的整備型の機能分担

拠点等に 必要な機能	事業所など		役割
① 相談	* 障がい福祉センター-自立生活支援室	基幹相談支援センター	緊急時の支援が見込めない世帯ご本人や家族等に、必要なサービスや調整を行う
	* あだちの里相談支援センター(知的) * あいのわ相談センター(身体)	相談支援事業所	
② 緊急時の受け入れ・対応	あだちの里(知的) あいの福祉会(身体)	緊急保護事業【区委託事業】	介護者の急病や障がい者の状況変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡などを行う
	* 希望の苑(知的) * あかしの杜・ショートステイ谷中(身体)	短期入所	
③ 体験の機会	* 大谷田グループホーム(知的)	体験型グループホーム【区委託事業】	共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会を提供
	区内指定障害福祉サービス事業所	日中活動サービス	
④ 専門的人材の確保・養成	障がい福祉センター生活体験室	障がい者介護養成講座	多様な障がいに対し専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う
	社会福祉協議会	介護職員研修【区委託事業】	
⑤ 地域の体制づくり	事務局:障がい福祉センター	地域自立支援協議会	多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築
	事務局:障がい福祉センター等	関係機関ネットワーク会議	
	* 登録事業所		

4 取り組み

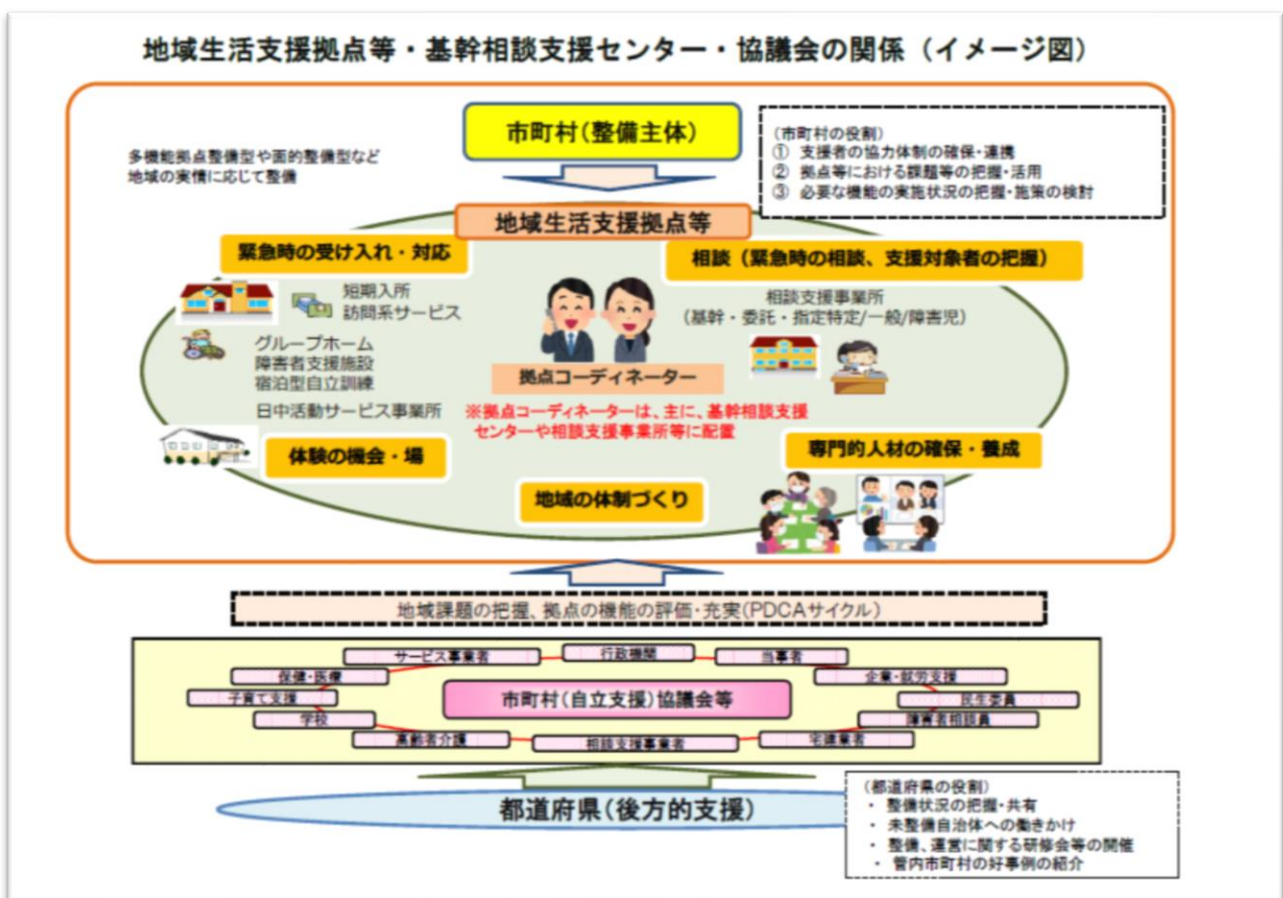
- ① 拠点担当者会議の開催 ⇒ 地域課題の抽出・共有
- ② 緊急時対応の現状、問題点、フロー作成
- ③ 相談支援事業所の役割検討
- ④ 拠点整備に必要な情報検討 ⇒ 緊急受け入れ先情報、相談者情報の把握

5 地域生活支援拠点等と自立支援協議会との連携について

国の第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」とされています。地域ニーズを踏まえて社会資源整備を図っていく上で、地域生活支援拠点等と地域自立支援協議会との連携が重要です

足立区においては、以下のとおり検証・検討を行っていきます。

- (1) 5つの機能を担う拠点担当者会議を開催(年4回程度)、支援状況を共有し課題を把握
- (2) 地域自立支援協議会において、拠点担当者会議で明らかになった状況・課題を検証
- (3) 地域自立支援協議会での検討を踏まえ、政策立案・制度化及び社会資源の整備促進(共同生活援助・短期入所・日中活動等)の検討



厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業 地域生活支援拠点等の運営実態の検証と効果的な機能の評価指標の開発「地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運営状況の検証及び検討の手引き」より

緊急受け入れの現状の問題点と今後

令和4年2月22日 拠点担当者会議意見まとめ

現状の問題点	問題点の分析	問題解消のためのアイデア
<p>問題点 1 緊急時に利用可能な短期入所事業所リストが共有されていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受けた事業所が持っている情報量によって対応に差が出る 短期入所事業所ごとの強み（対応可能な障がい等）がわからないと、一から問い合わせしなければならず非効率 	<ul style="list-style-type: none"> 援護係で把握している緊急時に利用可能な短期入所事業所リストの情報を統一様式でまとめて、援護係と拠点事業所で共有する 第1回締切 3/18（金） →現在、とりまとめ済み。今後共有予定。
<p>問題点 2 緊急時の連絡先が明確になっていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統一された連絡先はなく、各自の判断で相談先を選んでいる 本人や家族からの緊急時の連絡先を一本化するべきか（相談する時に緊急時とそうでない時の判断を本人・家族がする？） 知的障がい者のみにある緊急枠をどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡先を一本かするには、現在「緊急受け入れダイヤル」などもないため今すぐは困難。第一報連絡先はバラバラでも、その後の拠点等の役割を検討する 知的障がいのみの緊急枠は、拠点等における緊急の定義が明確となれば不要か？ 支給決定する援護係と拠点での緊急対応の役割 → 以上、緊急WG、援護係で検討 受け入れ先に必要な対象者情報（介助、服薬など）を整理する → 相談と緊急合同で検討？
<p>問題点 3 どの機関が中心に調整しているかわからない</p>	<ul style="list-style-type: none"> どの機関がイニシアチブをとるべきか 現状では緊急時の対応フローがないため相談を受けた機関によって対応にバラつきがある 緊急対応後の継続支援を担う期間とのつなぎも必要 	<ul style="list-style-type: none"> 中心的役割は拠点だと思うが、現地点では1事業所がすべて調整するのは困難。 対象者によってどの機関が中心となるかをその都度決め、拠点等で共有する → そのように決めるか？連絡調整は地域生活担当か？
<p>問題点 4 緊急受け入れの定義が明確になっていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急受け入れの定義が統一されていないと対応フローができて同じ対応ができない 本人や家族にとっては緊急でも、支援的には時間的余裕がある場合もある（対応はするが緊急対応ではないこともある） 	<p>（拠点等担当・関係機関向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等で対応する緊急とは、「緊急利用者」の介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護をうけることができない状況となったときであり、「緊急利用者」の保護を行い、施設におけるサービスの支援を図る。 【対象期間】 上記の状況が生じる3日前 → 当事者向けの表現は別途検討
<p>問題点 5 基幹相談支援センターの役割が明確になっていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状では緊急対応において基幹相談支援センターは相談支援事業所と並列となっている 拠点となっている相談支援事業所と他の相談支援事業所も同様 拠点として対応する時には別な役割を担うべきか 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立生活支援業務が重なっており、位置づけが難しいが、基幹相談支援センターとして、拠点等のみならず求められる役割はあしすとで検討中 → 拠点等における3つの相談支援事業所の役割は、相談WGで検討